

2. 機械作業安全指針

森林作業は、手工具を原則として行っているが、技能の向上に伴って、チェーンソーや刈払い機を使用した機械作業を希望する者が増えてきている。機械作業は、作業効率の向上や作業負荷の軽減を図り作業の質を高める上で有効である反面、ひとたび事故が起きれば大きな災害となることが想定される。このため機械作業を行う場合の会のルールとして、機械作業安全指針を定める。

2.1 機械作業の原則

機械を使用するか否かは本人の自由意志による。機械を使用して作業を行う場合は、機械作業の知識、技能を自ら修得して、特に安全に留意して作業を行うものとする。

2.2 機械作業可能者

機械を使用して作業ができる者は、下記の要件を満たす者で、本人の申請により機械作業可能者リストに掲載された者とする。リストは、チェーンソーと刈払い機別に作成する。

ア 次のすべての要件を満たす者

(ア) チェーンソーの場合は「労働安全衛生規則第36条第8号の2の特別教育」、刈払い機の場合は「チェーンソー以外の振動工具取り扱い作業安全衛生教育」の修了者又は公的機関等が行うこれとほぼ同程度のカリキュラムの教育を終了した者。

(イ) 当会のフィールドで、それぞれの機械ごとに実技実習を受けた者

イ 上記とほぼ同等の技能を有する者として当会が認めた者

2.3 リスト掲載のための申請

機械作業可能者リストに掲載しようとする者は、下記事項を記載の上、会の事務局に届け出るものとする。

機械作業の技能習得等の届出

氏名

特別教育等の修了 特別教育等の名称

教育の実施機関

修了年月日(修了番号)

実技経歴

(当会の実技実習参加日数)

加入保険

2.4 保険の加入

機械作業を行う者は全員、下記のスポーツ保険に個人で加入するものとする(加入事務は、会

で一括処理)。これと同等の保険に加入している者で、その内容を会に届け出た者は免除可。
なお、実技実習を受けようとする場合も、あらかじめこの保険に加入すること。

保険名称 財団法人スポーツ安全協会

スポーツ保険(Cプラン)

保険料 1,600 円

死亡保険金 2,000 万円

後遺障害保険金 最高 3,000 万円

ケガ入院1日 4,000 円

ケガ通院1日 1,500 円

身体賠償責任 限度額 1 人 1 億円、1 事故 5 億円

財物賠償責任 限度額 500 万円

2.5 安全作業の励行

機械作業を行う者は、労働安全衛生法を遵守するほか、林材業労災防止協会発行のテキスト「伐木作業安全衛生必携」、「刈払い機取扱作業必携」に記載された作業の安全に関する事項、機械の点検整備、歯の目立ての励行等の機械の取扱に関する事項、及び一般的注意事項等を遵守すること。